

## CBD アクセスと利益配分に関する Ad hoc 作業グループ会合

CBD 第 5 回締約国会議 (COP5、2000 年 5 月) の決定に基づき、2001 年 10 月 22~26 日、本作業グループがボン (ドイツ) で開催され下記の結果を得た。この結果は、2002 年 4 月にハーグ (オランダ) で開催予定の COP6 に提出され審議される。

先進国 (日本、EU、スイス等) と途上国の間に意見の隔たりがあり、COP6 でも議論が難航すると予想される。わが国の対応について周到な準備が必要と思われる。

特記事項：アクセスと利益配分に関する「自発的認証システム」の必要性が述べられている。これに関し、スイスが場外で初期の研究結果を公表した。

### 主な論点：

#### 1. 国際ガイドライン (GL) 案の作成について

CL の性格：自発性、簡便性、実用性、透明性、進化性等が重視された。

用語の定義：stakeholders、voluntary、nature 等の基本的な定義が未決着である。

GL の範囲：

- CBD 以前の遺伝資源を含めないことで決着した。
- 遺伝資源の他にその派生物と産物 (derivatives and products) を含めるか否かについては未決着となった。カギ括弧つきで COP6 での審議に供される。

ABS に関する認証システム：アクセスと利益配分に関する証明および「認証制度」はボランティアと明記することで決着した。

途上国側は罰則等の規定を強調したが、原則論に留めることとした。

#### 2. ABS 措置における知的財産権の扱い

伝統的知識保護のために国際的メカニズムのあり方、特許出願書に原産国を明記することを義務づけるべきか否か等の議論がなされたが、世界知的財産権機構 (WIPO) との相互協力によって推進することとした。米国 BIO も議論に参加した。

#### 3. 能力構築と行動計画

本件に関するワークショップを、2002 年 2 月に生物多様性条約第 8 条(j) (伝統的知識) に関する作業グループの会合に合わせて開催する予定である。